

電子システムオペレーターの登録期限を定める通信情報大臣通達 2022 年 3 号について

2022 年 7 月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

通信情報省（以下「**MOCI**」）は、2022 年 6 月 14 付で、民間電子システムオペレーター（**Penyelenggara Sistem Elektronik**（「**PSE**」））登録の発効日に関する通信情報大臣通達 2022 年 3 号（「**通達 3/2022**」）を発行しました。当該通達により、MOCI は、電子システムオペレーターに対して、2022 年 1 月 21 日から 7 月 20 日までに PSE 登録証明書（*Tanda Daftar Penyelenggara Sistem Elektronik – TD PSE or ESP Certificate*）を取得するよう規定しております。



2. 電子システムオペレーター（PSE）

電子システム及び取引の実施に関する政府規則 2019 年 71 号（「**GR 71/2019**」）は PSE を、単独または共同で、電子システムの利用者に向けて、自身の目的および／または他者の目的のために、電子システムを提供、管理、および／または運営するすべての個人、政府機関、事業体、およびコミュニティ、と定義した上で PSE に該当する当事者に対して、個人情報保護を含め、様々な規制を規定しております。

**GR 71/2019** は当該 PSE を更に公的 PSE と民間 PSE に分けているところ、民間 PSE については、さらに国内で設立された国内民間 PSE と外国で設立された外国民間 PSE に分類されます。

その上で、通信情報大臣規則 2021 年 10 号で改正された民間 PSE に関する通信情報大臣規則 2020 年 5 号（「**MoCI 5/2020**」）は、外国民間 PSE に対して、PSE 登録証明書の取得を義務付けております。

今回の通達 3/2022 は当該登録についてより明確に期限を定め、各企業にこれを促すものと言えます。

3. PSE の登録期限

上記 MOCI 規則はこれまでも PSE 登録を義務付けておりましたが、手続のためのシステムが未稼働であったこともあり、必ずしも多くの企業がこれを行っているとは言えない状況が続いておりました。

この点について通達 3/2022 は 2022 年 1 月 21 日から 7 月 20 日までという明確な期限を設定したことになります。

#### 4. 登録手続き

各民間 PSE は、国内のビジネスライセンスを統括する Online Submission System Risk-Based Approach (「OSS-RBA」) のウェブサイト (<https://oss.go.id/>) から登録を行う必要があります。手続き野詳細について、RBA OSS 上の各民間 PSE 登録ガイドがございます。

(リンク (<https://k-cloud.kominfo.go.id/index.php/s/RQtzXLQysTHWZkp>))

なお、MoCI 5/2020 発行以前に既に PSE 登録証書を取得していた民間 PSE についても、RBA OSS を通じて再登録することにより登録情報を変更する必要があるとされております。

#### 5. 制裁

通達 3/2022 は、2022 年 7 月 20 日までに民間 PSE が上記登録を行わない場合、大臣は法令の規定に基づき行政制裁を科すと規定しております。この点 MoCI 5/2020 第 7 条 2 項は、民間 PSE が登録されてない場合の行政制裁として、電子システムへのアクセスをブロックする旨規定しております。

#### 6. 結論

上記のように、MOCI は通達 3/2022 によって各企業に PSE としての登録を強く促しております。通信情報省の報道官は、本通達の背景として PSE の登録を行わない企業が存在すると、個人情報保護を含む各規制が定める要件が遵守されているかを確認することが困難になる点を挙げております。

上記のように、MOCI はこれまで以上に強く PSE 登録を促しているところ、日系企業を含めた PSE に該当する各企業は、上記制裁措置を防ぐためにも、2022 年 7 月 20 日の期限までに登録または再登録を実施する必要があるかと存じます。



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal)



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

[koji.umai@oneasia.legal](mailto:koji.umai@oneasia.legal)



Prisia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

[sitompul.prisia@oneasia.legal](mailto:sitompul.prisia@oneasia.legal)